

## 届出を要する土地取引の形態

届出は、土地に関する所有権、地上権、賃借権、又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転・設定が対価を伴う契約により行われた場合に必要です。

- 1 売買契約、売買予約、入札
  - 1-2 保留地処分（区画整理）
  - 1-3 共有物持分の譲渡
  - 1-4 営業譲渡
- 2 譲渡担保
- 3 代物弁済、代物弁済予約
- 4 交換
- 5 形成権の譲渡
  - 5-2 予約完結権の譲渡
  - 5-3 買戻権の譲渡
- 6 停止条件付契約、解除条件付契約

## 届出の適用除外

届出を要する形態の土地取引であっても、次のような場合には届出が不要となります。

- 1 当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
- 2 民事調停法による調停に基づく場合
- 3 民事訴訟法による和解である場合
- 4 商法、破産法、会社更生法又は民事再生法等の規定に基づく手続きにおいて、裁判所の許可を得て行われる場合
- 5 公有水面埋立法（第 27 条第 1 項）の許可を受けることを要する場合
- 6 家事審判法による調停に基づく場合
- 7 土地収用法（第 15 条の 2）のあっせんに基づく場合又は同法（第 50 条）の和解の場合
- 8 農地法（第 3 条第 1 項）の許可を受けることを要する場合
- 9 新住宅市街地開発法による処分計画に従って造成施設等を処分する場合
- 10 新都市基盤整備法による処分計画に従って施設用地を処分する場合
- 11 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合
- 12 非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合（当該土地が所在する市町村の長の認定を受けている場合に限る。）
- 13 当事者の一方又は双方が次の法人である場合  
港務局 独立行政法人都市再生機構  
独立行政法人水資源機構  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
地方住宅供給公社 日本勤労者住宅協会  
独立行政法人空港周辺整備機構 地方道路公社  
土地開発公社
- 14 国土利用計画法第 32 条の規定により地方公共団体等が遊休土地を買い取る場合
- 15 土地収用法（第 26 条第 1 項）による事業認定の告示に係る事業の用に供する場合
- 16 森林法（第 50 条第 1 項）による使用権が設定されている土地について、同法（第 55 条第 1 項）の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合
- 17 都市計画法（第 55 条第 4 項）により土地の買取りの申出の相手方として公告された者が同法（第 58 条の 9）により土地を買取る場合
- 18 農業経営基盤強化促進法による売買

## 届出書の用紙について

届出書の用紙は、宮崎県ホームページ『Internet みやざきの土地』（<http://www.pref.miyazaki.jp/tochi/>）からダウンロード（ワード 97、一太郎 8、PDF）できます。

また、本リーフレットの届出様式を複写したものも使用できます。